

野菜・花きの生産農家の皆さんへ

価格安定対策事業のご案内

この事業は、市場に出荷した野菜及び花きの平均販売価格が著しく低落したときに、あらかじめ国・県・市町村・全農・農協・生産者が事業別の負担割合に応じて積み立てた資金を、生産者の皆さんに補給金として交付することにより、生産者の経営安定と野菜と花きの安定供給に資することを目的とする事業です。



公益社団法人 山形県青果物生産出荷安定基金協会

〒990-0042 山形市七日町3-1-16 山形県JAビル4F
TEL 023-642-4546 FAX 023-642-4544
URL <http://www.y-fruit.or.jp>

価格安定対策事業の概要

■補給金の交付について

補給金は、予約申込みいただいた対象品目の対象市場における「旬別の平均販売価格」が、保証基準価格(※1)を下回った場合に、あらかじめ行政、農協、生産者等で負担割合に応じて積み立てた資金(以下、「補給準備金」という。)を限度として、農協を通じて生産者の皆さんへ交付します。

※1 保証基準価格＝過去数年の卸売市場平均販売価格に一定の補てん率を乗じて得た金額で、補給金交付の基準となる価格。

(旬別の平均販売価格＝指定事業は全国平均、特定・銘柄事業は県内平均の販売価格)

$$\text{(保証基準価格－旬別の平均販売価格)} \times 0.9\sim 0.7 = \text{補給金交付単価 (補てん率)}$$

$$\text{補給金交付単価} \times \text{該当出荷数量} = \text{補給金交付額 (交付予約数量が限度)}$$

■事業の種類

- ◇指定野菜価格安定対策事業 国庫事業
- ◇特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 国庫事業
- ◇野菜等銘柄産地育成価格安定対策事業 県単事業

■事業加入要件

加入については、国や県が定めた基準をクリアした農協等が、市場出荷数量のうち保証対象分を交付予約数量という形で申し込みします。

指定野菜事業	特定野菜事業	野菜等銘柄事業
<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産大臣が指定する指定産地 【作付面積】 <ul style="list-style-type: none"> 葉茎菜類 20ha 果菜類(夏秋) 12ha 果菜類(冬春) 8ha ・共販率 概ね2/3以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・山形県知事が定める特定産地 【作付面積】 <ul style="list-style-type: none"> 5ha以上 ※一部軟弱野菜は3ha 生いたけは、ほだ木5万本以上 ・共販率 概ね2/3以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村ごとにトン単位(花きは千本単位)での申込みであること

■事業別対象品目と資金造成負担割合

◇指定野菜価格安定対策事業

対象品目	資金造成負担割合		
	国	県	生産者
きゅうり、トマト、ねぎ 他11品目	60%	20%	20%

◇特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

対象品目	資金造成負担割合		
	国	県	生産者
にら、生しいたけ 他23品目	1/3	1/3	1/3
アスパラガス 他3品目	2/4	1/4	1/4

◇野菜等銘柄産地育成価格安定対策事業

対象品目	資金造成負担割合				
	県	市町村	全農	農協	生産者
えだまめ、すいか、メロン、トマト、中玉トマト、ミニトマト、にら、ねぎ、アスパラガス、いちご、アールスメロン、えのきだけ、おかひじき、さやいんげん、きゅうり、食用きく、ひらたけ、生しいたけ、なめこ、さといも、ぶなしめじ、ストック	50%	10%	2.5%	2.5%	※35%

※野菜銘柄事業に加入の生産者の方には、交付予約数量に応じた「事務負担金」の納入をお願いしております。

(資金造成額の例)

野菜等銘柄産地育成価格安定対策事業のトマト(7~9月)に10,000kg申し込みの場合の資金造成額
(資金造成額 37.61円×10,000kg=376,100円)

負担割合	生産者 (35%)	農協 (2.5%)	全農 (2.5%)	山形県 (50%)	市町村 (10%)
負担額(計)	131,636円	9,402円	9,402円	188,050円	37,610円

■収入保険制度との重複加入の禁止

農業保険法に基づく収入保険制度と価格安定対策事業(指定・特定・銘柄)は**重複して加入することができません**。〔加入にあたっては、個々の経営内容をふまえ、いずれかの制度を選択することになります。〕

●野菜価格安定制度は、収入保険制度と比較して以下の点で有利な制度となっています。

①単品目の収入減でも対象

野菜価格安定制度では、野菜の品目毎、取引月毎に補給金の算定を行いますので、例えば「8月中旬のトマト」だけでも補給金が交付されます。(次ページ「補給金交付の例」)

※収入保険制度では、品目に関係なく全体の収入で計算するので、「8月中旬のトマト」が価格低下になってもそれ以外の収入が増加すれば、保険金は交付になりません。

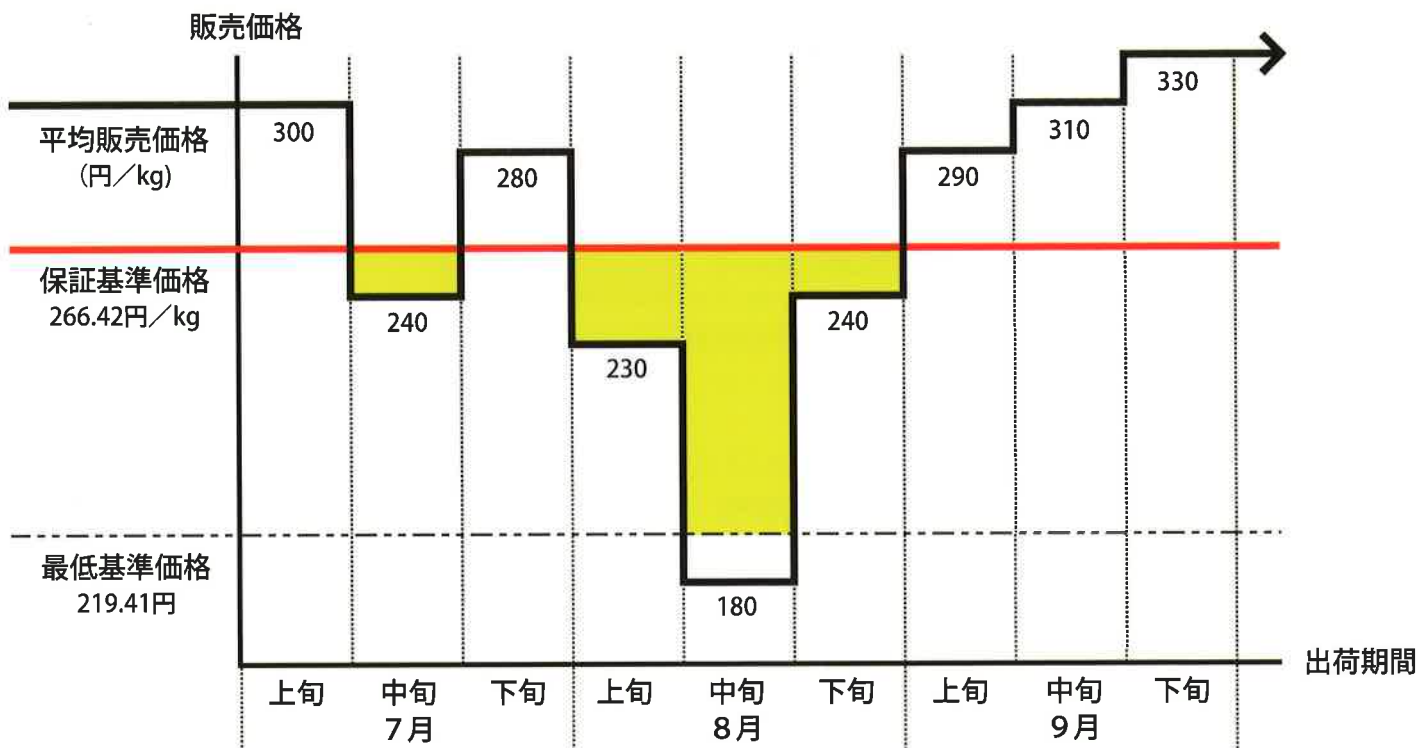
②補給金の支払時期が早い

野菜価格安定制度では、出荷終了後3ヶ月で補給金の算定と交付を行いますので、「8月中旬のトマト」の場合は、12月中に補給金が交付されます。

※収入保険制度では、翌年の確定申告後の算定となり保険金の交付の時期が大幅に遅れます。

【補給金交付の例】

加入状況			
対象事業	野菜等銘柄事業	保証基準価格	266.42
対象品目：出荷期間	トマト：7～9月	最低基準価格	219.41
対象市場：予約数量	関東市場：10,000kg	資金造成単価	37.61



の部分が補給金として交付されます

出荷期間		出荷数量	交付単価計算式	交付額
7月	上旬	100kg	保証基準価格を上回っているため交付なし	0円
	中旬	600kg	$\times (266.42 - 240.00) \times 80\%$	12,684円
	下旬	1,500kg	保証基準価格を上回っているため交付なし	0円
8月	上旬	2,000kg	$\times (266.42 - 230.00) \times 80\%$	58,280円
	中旬	3,000kg	$\times (266.42 - 219.41) \times 80\%$	112,830円
	下旬	2,000kg	$\times (266.42 - 240.00) \times 80\%$	42,280円
9月	上旬	500kg	保証基準価格を上回っているため交付なし	0円
	中旬	200kg	保証基準価格を上回っているため交付なし	0円
	下旬	100kg	保証基準価格を上回っているため交付なし	0円
計		10,000kg		226,074円

加入申し込み方法や事業の詳細、その他ご不明な点等は

最寄りのJA、市町村、JA全農山形または当協会までご相談下さい。

注：補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等により、不正の手段により補助金等の交付を受け、または他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、場合により刑事罰が科せられます。